

ごみ減量・清掃関係補助金

◇生ごみ処理容器・生ごみ処理機械設置事業補助金

生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図るために必要な生ごみ処理容器（コンポスト、EM専用容器等）及び生ごみ処理機械（電気式の微生物分解方式と乾燥方式の処理機）の購入、設置に補助金を交付します。

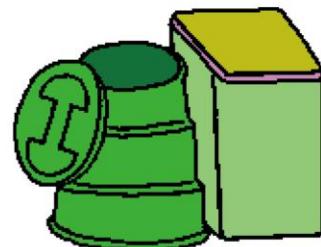
補助対象	補助金額	備 考
生ごみ処理容器 (コンポスト、EM専用容器等)	購入金額の1/2、上限3,200円 (100円未満切り捨て)	3年間に一世帯2基以内
生ごみ処理機械 (電気式生ごみ処理機)	購入金額の1/2、上限16,000円 (100円未満切り捨て)	5年間に一世帯1基以内

※留意事項

- 市内に住居を有する家庭を対象（事業所を除く）
- 市内の販売業者から購入すること

補助金申請書類の提出先

生活環境課・クリーンセンターまたは各支所の市民窓口センター



◇資源ごみ回収団体奨励補助金

資源ごみの再利用及びごみの減量を図ることを目的に市民団体（自治会、青年団、愛護班、スポーツ少年団等）が実施する資源回収活動に対して、補助金を交付します。

交付対象団体	資源回収品目	補助金額
地域住民で構成し営業を目的としない団体で、回収の実施前に資源ごみ回収団体登録届の提出があった団体	・新聞類およびチラシ ・雑誌類・ダンボール ・牛乳パック・古着類	資源回収量1Kgにつき5円 (1Kg未満切り捨て)



補助金申請書類の提出先

生活環境課・クリーンセンターまたは各支所の市民窓口センター（実施状況写真を添付）

◇ごみステーション整備事業補助金

ごみの適正な処理と生活環境の保全のため、地域住民がごみ収集場所に設置するごみ収集箱等の費用に対して補助金を交付します。

ごみステーション整備例

補助対象	補助金額
・ゴミ収集箱等の設置で耐用年数5年以上のもの	補助対象事業費の1/2 上限 10万円 (1,000円未満切り捨て)
・補助対象事業費は5万円以上	



※本事業の実施に当たっては、補助金枠に限りがあること、地域の諸事情を踏まえて計画していただくことからあらかじめ生活環境課ごみ減量推進係までご相談ください。

